

3文科高第642号
令和3年9月14日

各国立大学法人学長
学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

文部科学省高等教育局私学部長
森 晃憲

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

令和4年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年度大学入学者選抜と同様に、文部科学省は各大学に対して「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日3文科高第284号）により、個別学力検査での受験機会の確保として、追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところです。

このことを踏まえ、各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金について、例外的な取扱いを行うこととします。

具体的には、令和3年度の定員管理の取扱いについて、国立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）において、私立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）において通知していましたが、令和4年度も同様の取扱いとすることとします。

なお、今回の取扱いは、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である点に留意願います。

【参考資料】

○国立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）

○私立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）

【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関する事>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

電話：03-5253-4111（内線2028）

<入学者選抜に関する事>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）